

診 断 書

(福岡県公安委員会提出用)

1 氏 名 男・女
生年月日 T・S・H 年 月 日 (歳)
住 所

2 医学的診断

○ 病 名

○ 総合所見(現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況等)

3 現時点での病状(改善の見込み等)についての意見

(1) 除細動器植込み前後に意識を失ったことがなく、一次予防(植込み前に心室頻拍・心室細動やそれによる意識消失の既往のない予防的植込み)目的の場合

ア 植込み後7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 植込み後7日を経過していないが、()日以内にアと診断できることが見込まれる。

(2) 除細動器植込み後に意識を失ったことがある場合

ア 植込み後6ヶ月を経過しており、過去3ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 意識を失ったのは不整脈以外が原因()であり、この原因については、治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。

ウ 植込み後6ヶ月を経過していないが、植込み目的が一次予防であり、過去3ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

エ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6ヶ月以内()ヶ月以内にアと診断できることが見込まれる。

オ 意識を失ったのは不整脈以外が原因()であり、その原因については、治療、除細動器の調整等により回復し、6ヶ月以内()ヶ月以内にイと診断できることが見込まれる。

カ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6ヶ月以内()ヶ月以内にウと診断できることが見込まれる。

キ 上記アからカのいずれにも該当しない。

(3) 除細動器植込み後に意識を失ったことがない場合

ア 植込み後6ヶ月を経過しており、過去3ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 除細動器の不適切作動(誤作動)を認めたが、この原因については治療により回復したため不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。

ウ 植込み後6ヶ月を経過していないが、()ヶ月以内にアと診断できることが見込まれる。

エ 不整脈発作が生じ除細動器の作動があるが、6ヶ月以内()ヶ月以内にアと診断できることが見込まれる。

オ 除細動器の不適切作動(誤作動)があり、その原因が改善されたため、6ヶ月以内()ヶ月以内にイと診断できることが見込まれる。

カ 上記アからオのいずれにも該当しない。

- (4) 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行った場合
ア 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7
日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作のおそれの
観点から、運転を控えるべきとはいえない。
イ 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7
日以内（ 日以内）にアと診断できることが見込まれる。

4 その他特記すべき事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地（電話番号）

担当診療科名

担当医氏名